給水装置工事施行基準2023版 現行改正の対比(案)

T. [TD /	7/			7/	Mah. Ja
番号	現行頁	改訂頁	現 行	改正	改訂理由	備考
1	36	37		新たに表2-6の次に次の3.認証の基準を挿入。3.留意事項を4.に替え、番号を淳送りにする。 3. 認証の基準 (1) 基準省令に定められている性能基準は、給水管及び給水用具ごとにその性能と設置場所に応じて適用される。 (2) 1997(平成9)年7月の厚生省水道整備課長通知で示された「給水管及び給水用具の性能基準の解説」を基に耐圧、浸出、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐寒及び耐久の7項目の性能基準及び根拠となる考え方や適用対象は、表2-7に示す。 表2-7 給水管及び給水用具に適用される性能基準	説明不足のため、挿入。	給水管及び給水用具における認証の適用は、用途や使用場所などにより異なるため、自己認証品を承認する場合、具体的に性能基準の適用を示さなければならないため、この項が必要となる。なお、今後新たな挿入が生じた場合、今回のように旧項目3.→4.留意事項とし、以下項目番号及び図番号等を順送りする。
2	43	45	表3-4 同時使用率を考慮した給水用具数(明石市基準) 総給水用具数(個) 同時使用率を考慮した給水用具数(の (参考: 『給水装置工事技術指針』(2020、p270)の同時使 1 1 1 日本を考慮した結氷用具数は、下表のとおり。) 2~7 2	表3-4 同時使用率を考慮した給水用具数 (a) (参考:『給水装置工事技術指針』(2020、p270) 総給水用具数 (個) 同時使用率を考慮した給水用具数(側) 1 1 1 2~7 2 2 8~10 3 11~15 4 16~20 5 11~15 4 16~20 5 21~30 6 (適用:4階以上の建物に対する水理計算する場合) (適用:4階以上の建物に対する水理計算する場合)	表3-4の適用を明確にするため、修正	こ現在、同時使用栓数を表3-4の差表を適用している。この表は ∮13の装置を水理計算する場合、流速制限を越えるため、3直導入に際して設けられたものと考えられる。しかしながら、4階以上の建物には、最少口径20mmとしていることから、適用の明確化を図るため。
3	46	48	(4) テナントビル等で、入居者が決まっていない場合の計画使用水量は、水道メーター又は各区画への分岐口径によるものとする。 (表3-6)	(4) ファミリーとワンルームが混在する場合は、すべて B L 基準で計算する。 (5) 貸テナントビル等で入居者が決まっていない場合、設置するメーター口径又は各区画への分岐部の口径において、管内流速2m/sを越えない流量を適用する。	・BL基準による水量の計算を容易に する。 ・説明内容が適切でないため、修 正。	賃貸店舗等においては、未設置の給水装置の場合、使用水量は表3-6では流速制限以内の水量となっていないので、整合する。
4		88		5. 直結増圧式(増圧猶予を含む。)において、共用の水道メーターを地付けメーターとする場合には、メーターの下流側にバルブを設置する(図5-3)。ただし、パイプシャフト内でメーターユニットを設置した場合には、このバルブは不要とする。		共用栓は地上に設置する場合を想定していたが、各階の廊下洗い等に給水栓を設置するケースが多いため、メーター取り替え時に管内の水が逆流するため、このようにすることにより作業を容易にする。

5	66	68 表3-23 弁栓類その他の表示記号	表3-23 弁栓類その他の表示記号	表3-23の記号は、不足分を追加す
5	00	名 株 表示記号 名 株 表示記号 名 株 表示記号		表3-23の記号は、小圧力を担加する。
		仕切弁 ────────────────────────────────────	仕切弁 ────────────────────────────────────	~ .
		りませ	防護管	
		(3/5)	(6 (8)	
		- 逆止弁 - □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	逆止弁 一トー 口径変更 ヘッダー 「「「」	
		排泥弁	排泥弁	
		(給水工事技術振興財団:給水装置工事技術指針2020、p292:排泥弁を追加、消火栓は <u>明石市仕様に変更</u>)	給水工事技術振興財団:給水装置工事技術指針2020、p292:排泥弁、 <u>減圧弁、定流量弁を追加。</u> ただし消火 栓は変更)	
6	68	68	表3-24 表2-23の補足	表3-23の従来使用しているものと、
			名称 記号 名称 記号 名称 記号	新たな追加とを分けることで理解を
			割T字管(耐震形) 図	容易にするため。
			バルブ <u> </u>	
			メーターユニット 文優N メーター(φ75以上) 一 M	
			メーターバイバスユニット ★♡★ 電磁弁 ●	
7		70	表3-29 GX管及び栓類の表示記号	鋳鉄管等の管割り図作成のため
,				対対目守り目割り囚IFIXのため
			1	
			100 M	
			p-	
8		71	⑥ 配水管の分岐から水道メーターまでの給水管は、管種、口径、延長を記入する。 鋳鉄管(φ75以上)及びPE管(φ50以上)を道路等に布設する場合は、維持管理のため、平面図には配管記号を用いて図示するとともに、詳細図として配水管の分	竣工図を丁寧かつ正確に記録することは、維持管理において、重要かつ
				必須であると考えられる。
			サドル分末を含水×75(編集費用) 1004・台車ウ5×29 (第) 1004・台車ウ5×29 (第) 1004・台 単収章を5×29 (第) 1004・台 単収章を5×29 (第) 1004・台 単収章を5×29 (第) 1004・単立 175×29 (第) 1004・単型 175×29 (第) 1004・単立 175×	
			原	
			1130 000 000 000 000 000 000 000 000 000	
			100 A 2 2 4 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1	
			の	
q	95	109 6.2.1 貯水槽式給水の構造	図3-10 縦断面図の作図例 6.2.1 貯水槽式給水の構造	誤り分を訂正する。
3	33		0.C.1 対外借式相外の構造 とから <mark>6行目を修正</mark>	ውር / \ገ ና ሀ ተ አ .ዓ º
		4. 親メーター(ϕ 50以上)の二次側直近に定流量弁(局の貸与品)を設置する。	4 _. 親メーター(<u>φ75</u> 以上)の二次側直近に定流量弁(局の貸与品)を設置する。	
		上から13行目 や配水管への大きな圧力変動等が生じることから、口径 <u>50mm</u> 以上の水道メーターには局貸	<mark>とから13行目を修正</mark> や配水管への大きな圧力変動等が生じることから、口径 <u>75mm</u> 以上の水道メーターには局貸	
		与の定流量弁を設置する	ちの定流量弁を設置する	
10	105	119 表7-1 φ50までの分岐工法		誤り分を訂正する。
		<u> </u>	公 按 口 径	
		75以上 サドル付分水栓	DIP(\$ 75以上) サドル付分水栓 75以上 サドル付分水栓	
		50 チャン サドル付分水栓	50 チーズ サドル付分水栓	
		VP 40 サドル付分水栓 30 チーズ	VP 40 チーズ サドル付分水栓 30 チーズ	
		25 F-X	30 25 チーズ	
		PE(水道配水用ボ 50 EFチーズ EFサドル付分水栓 PE管用締鉄製サドル付分水栓	EFチーズ EFチーズ PE(水道配水用ボ 50	
		リエチレン管) 75,100 EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓 PE管用	リエチレン管) 75,100 EFサドル付分水栓 PE管用鋳鉄製サドル付分水栓 FE管用	
	•			

11		140		新たに7.5.3を挿入	メーターバイパスユニットの採用に
				7.5.3 メーターバイパスユニットの設置	より追加。
				1. 給水装置設置後において、水道メーター取替等に断水等が生じ支障となる建物には、メー	
				ターバイパスユニットを設置することができる。 2. 前項でメーターバイパスユニットを設置する建物は、口径40mm以上の直結式給水で、次の	
				区. 即項でメーターバイバスユニットを設置する建物は、口径40mm以上の直結式結水で、次の 施設とする。	
				(1)特別老人ホーム	
				(2)店舗	
				(3) 工場	
				(4) その他、維持管理上で支障があると判断される施設	
				3. 前項以外で、申込者がメーターバイパスユニットの設置を申し出する場合は、事前協議し	
				設置するものとする。	
				4. メーターバイパスユニットの設置においては、製造メーカーの取扱説明書等に記載された 内容を留意し、適切に維持管理できるように設置する。	
				内容説明	
				1. メーターバイパスユニットとは、不断水でメーターの設置、交換を容易にするものである。	
				最近、メーター取替作業において、使用者側からの通常時間帯に作業を拒否や時間指定等	
				にますます困難なものになっているのが現状である。このことを解消するため、メーターバ	
				<u>イパスユニットにより解消するために設置する。</u> 2. メーターバイパスユニットの構造は、圧着で接合するメーター接続機器、仕切弁(逆止弁	
				を内臓)、流路切換弁、一次側と二次側を繋ぐバイパス管を備えたもの、とメーターボックス	
				とを一体としたもの。(図7-26(3))	
				メ ーター (2010年) (2011年) (2011	
				*道人	
				1-3-4797	
				MARKE	
				Ban .	
				図7-26(3) メーターバイパスユニットの例	
		141		3. メーターバイパスユニットの機能は、図7-26(4)のとおりメーター取替え時にはバイパス	
				側を通水させ、断水を回避できる機能を持たせたものである。	
				- 「関連人 FA	
				NATION IN THE STATE OF THE STAT	
				(a) 通常の使用時 (b) 水道メーター取替え時	
				図7-26(4) メーターバイパスユニットの例 4. 仕様は、表2-2(2)、表2-3、図2-19を参照。	
12	145	165		7.9 給水装置のシステム基準	構造材質基準システム基準の説明不
				現行p. 145上から2行目に挿入 構造材質基準を適用するために必要な技術的細目は厚生労働省で定められており、システム基準は給水装置	足のため、挿入。
				工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準を明確にしたものである。 システム基準の具体例として、①必要な耐圧性能が確保されるよう、給水管、接手等が適切に接合されてい	
				<u>ること、②施工現場の状況に応じて、必要な耐食性等を有する部品の選択や防護措置が取られていること、③</u>	
				給水用具自体が水撃限界性能や耐寒性能を有していない場合でも、給水装置としてこれらの性能が確保されていること、④逆流防止性能、負圧破壊性能を有する給水用具を適切に配置すること等により、汚水の逆流が確	
				実に防止されていること等である。	
13	10	10	空気弁 人	並気弁 → 🎝 🕟	図1-4の中、定流量弁(φ <u>50</u> 以上)を
			у-9-а=у-	x-9-a=yk	(φ <u>75</u> 以上)に訂正
			貯水槽	貯水槽	
			非常用能水粒	赤常用給水栓 ポンプ ポンプ	
			「一部以内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	IMBAPI PER	
			多 戸メーター	起水管 たみ (カランス)	
			^{8.大}	報×-9- 第1止水栓 図1-4 貯水槽方式	
		1			

1.4	1.47	フフ1サー本で	7.7.1 廿十市体	母に 0100 のオナル ウセン・マ	司佐のサナナ - 日 / × ×
14 129	147	7.7.1基本事項	7.7.1基本事項		配管の基本を、具体的に説明する。
		【内容説明】		配管工事の基本を挿入する。	
			4. 給水管の配管は、給水装置の構造材質基準を遵守し、維持管理等を容易となるよう、基本的な配管と留		
			<u>意すべき事項は次のとおり。</u>		
	4.40				
	148		(1) できるだけ直線かつシンプルに配管する。(図7-26(3))		
			図7-26(3) 例(1)		
			(2) 配管は、配水管分岐口径と同径もしくはそれ以下の口径、先細り管とする。ただし、		
			<u>5.6の改造工事の場合は除く。(図7-26(4))</u>		
			× ×0 − 0 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
			図7-26(4) 例(2)		
			(3)配管の末端には給水栓、湯沸器等の特殊器具とする。なお、将来、給水栓を増設する		
			ためとしてバルブ止めは、停滞水、無届工事等の発生に繋がるため、行ってはならな		
			<u>い。(図7-26(5))</u>		
			# /K-74a.		
			図7-26(5) 例(3)		
	149		(4) スイミングスクール等は多量の水を使用するため、貯水槽式給水とする。		
			なお、配管途中で、口径の脹らまし及びループ配管、循環ポンプの設置等は、行ってはなら		
			ない。(図7-26(6))		
			# <u>まキシップパープ</u> # # <u> </u>		
			5-76E		
			図7-26(6) 例(4)		
			(5) クロスコネクションとなる配管はしない。(図7-26 (7)) (7.9.5 参照)		
			図7-26(7) 例(5)		
			(6) 給水装置又は貯水槽水道以下の給水設備において、私設水道メーターを設置してはなら		
			ない。		
15 182	202	8.4.2 穿孔監督依頼		2項に排泥弁及び消火栓を設ける給水	口甘淮の司卦泥り
12 185	202	STILL STUME DAY	現行P. 182の上から2行目		旧幸年の記載補礼
		**************************************	(1) 配水管から分岐工事を行う場合は、「配水管穿孔監督依頼書(様式第56号)」及び道路占	主管の水圧検査の手続きを載せる。	
		許可申請書等(写し)を提出し立会の日時を予約する。	用許可申請書等(写し)を提出し立会の日時を予約する。		
		2. 分岐工事には、主任技術者が立会する。	(2)分岐工事には、主任技術者が立会する。 2. 排泥弁及び消火栓を設ける給水主管は、事前に「新設給水管水圧検査願」を提出の上、布		
			<u>設後に水圧検査を行う。この検査合格後に主管からの分岐を行う。</u>		
			3. 道路占用許可申請は、個人申請とする。		

16		203		2. 排泥弁及び消火栓を設ける給水主管の水圧検査 (1) 水圧検査の依頼 排泥弁及び消火栓を設ける給水主管は、「穿孔監督依頼」に際し、「新設給水管水圧検査願」 (図8-24)を同時に提出する。 (2) 水圧検査の範囲図 道路止水栓又は仕切弁から巻末の排泥弁又は消火栓までの給水主管とする。(図8-28) ただし、この給水主管からの分岐は、水圧検査が合格後とする。	2項の説明を挿入	旧基準の記載漏れ
17	183		 (1) 占用申請の手続き ① 市道及び県道の道路占用申請は、個人申請である。 ② 国道は局申請(電子申請)するため、必要な関係書類を局に提出する。 ③ 県道、国道に係る継続申請は、竣工後、局に権利譲渡の手続きを行う。 ④ 水路敷等の許可申請が必要な場合、指定工事業者は事前協議を行い所定の申請を行う。 	3. 占用申請等について	現行P.183の上から1行目に挿入	道路占用申請の根拠を説明する。
18		205		現行P.184の文末に挿入 (3) 道路及び地下埋設物管理者等の問合せ先(表8-5)	教務を円滑にするため。	
		206		表8-5 道路及び地下埋設物管理者等の問合せ先一覧表		具体的に問合せ窓口を載せる。
19	142	162	(2) G X 形 (呼び径75~ <u>250</u>) 直管継手の接合 (図7- <u>39</u>)	<mark>上から12行目</mark> (2) G X 形 (呼び径75~ <u>450</u>) 直管継手の接合 (図7- <u>55</u>)	以前は ϕ 250まであったが、 ϕ 450まで拡大。	
20	49	51	<mark>下から3行目</mark> (2)図3-2のグラフ <u>又は1.(2)の式</u> から同時使用水量(Q)を求める。	下から4行目 (2)図3-2のグラフから、求めた器具負荷単位数を①又は②グラフに対応させ、縦軸の同時 使用水量(Q)で求める。	H4度に1.(")の指揮を削除したが、修 正漏れ。	
21	50	52	現行P.50図・表の位置	現行P.52の表3-13のメーター口径の上限値を、改正.52の表3-11の下に移す。 表3-11 給水用具給水負荷単位	関係する表と図の内容を一致させる。	





